

第四次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）の評価

奈良県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図り、企業の成長・発展と健全な育成及び地域経済の発展に努めて参りました。

平成24年度から平成26年度の3ヵ年間の中期事業計画に対する実施評価は、下記のとおりです。

なお、実施評価につきましては、奈良県立大学准教授の津田康英氏、弁護士の片山賢志氏および中小企業診断士の森昭彦氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 地域経済の動向

平成24年度は、個人消費が依然として低調に推移し、生産活動も国内経済の弱含み等から低下しました。ただし、県内主要産業である観光関係では、閑散期の各種キャンペーンなどの取組みにより県内宿泊人数が比較的好調となり持ち直しの動きがみられました。

平成25年度は、政府の掲げた「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の一体的な推進により、県内経済においても、低調あるいは一部で弱さが見えるものの、個人消費、生産活動、雇用情勢を含め、総じて緩やかな回復傾向がみられました。

平成26年度は、円安による原材料価格の上昇などにより厳しい状況であるが、設備投資は回復傾向。また、生産活動は、一般機械や金属製品及び食料品が上昇しており、総じて緩やかに持ち直しつつあります。

雇用情勢については、奈良県の有効求人倍率は、平成25年3月は0.73倍と前年同

月比で0.10ポイント増加。平成26年3月は0.88倍と前年同月比で0.15ポイントの増加となり、さらに平成27年3月には0.90倍と前年同月比で0.02ポイントの増加となり、全国や近畿地区の倍率と比べると下回っているが、徐々に改善の傾向にあります。

2. 中期業務運営方針に対する評価

第三次中期事業計画の業務運営方針として掲げた項目への取組状況は、下記のとおりです。

(1) 政策保証の推進

業況が悪化している業種の中小企業・小規模事業者や台風被害等の自然災害によって大きな被害を受けている中小企業・小規模事業者対し、セーフティネット保証や借換保証および災害関連の保証により、積極的に支援し資金繰りの安定化に努めました。

セーフティネット保証の保証承諾は、平成24年度1,439件、298億円、25年度825件、175億円、26年度252件、66億円と指定業種の減少もあり、保証は低調となっています。

平成23年の台風12号に係る災害関連の保証については、甚大な被害のあった県南部の復興が急ピッチで行われたこともあり、保証承諾は、平成24年度41件、12億円、平成25年度3件、2億円となりました。

地方公共団体保証制度については、奈良県と毎年定期的に保証制度に関する情報交換を行い利用促進に努めました。特に平成26年度は、当協会創立65周年事業の一環として、県制度の一部とタイアップし保証料を低減した「県経営強化資金みらい奈良65」を創設した

こともあり、県制度全体の保証承諾は前年度を大きく上回る実績となりました。

市町村とは、平成25年度より、当協会主催の情報交換会を開催。また、平成26年度は、各市町村のマスコットキャラクターを使用した制度案内チラシを作成して、広報活動の強化に努めたこともあり、市町村全体の保証承諾は対前年度16%増加しました。

(2) 経営支援・再生支援及び創業支援体制の整備

相談体制の確立については、平成25年度、経営支援課に経営支援・再生支援の専任者2名を配置したが、対象案件が多く十分な対応ができませんでした。そこで、平成26年度には、経営支援課を経営支援・再生支援・創業支援に特化させ、創業に関する相談・申込案件を一元管理する体制を整え、創業者向け休日相談会の実施や創業後のモニタリングを効率的に行うなど支援強化に努めました。

外部機関等との連携については、平成24年度に「奈良県中小企業支援ネットワーク」を組成し、会議として平成24年度と平成25年度は各3回、平成26年度は2回、それぞれ開催し、参加機関の知識の向上と再生目線の平準化に取り組みました。

奈良県中小企業再生支援協議会とは、每期、月1回経営支援・再生支援に関する意見交換会を実施し、支援先の選定に取り組みました。

平成25年度より、「経営サポート会議」を開催し、保証先企業への借換保証や返済緩和の条件変更による支援を強化。また、奈良県中小企業再生支援協議会と連携し「経営改善計画補助事業」に対する一部補助の実施や奈良県中小企業診断士会と提携して「専門家派遣」（費用は全額協会負担）を実施し支援強化に努めました。

(3) 保証利用者の浸透率の向上

中小企業・小規模事業者との接点が多い金融機関の職員を対象に信用補完制度および保証

制度等、協会業務への理解と協力を得るため、金融機関の営業店やブロック単位での勉強会等を積極的に行いました。

加えて、平成24年度からは、協会に対する理解を深めてもらうため、金融機関の若手職員を対象とした研修会を開催しました。また、新規顧客の利用推進キャンペーンを実施するなど、保証利用者の増加を図りましたが、保証利用企業者数は、平成24年度末は13,699企業、平成25年度末13,355企業、平成26年度末13,162企業と減少傾向にあります。

(4) 期中管理の充実

保証債務残高が1億円以上の法人を対象に定期的に決算書の提供を受け、財務内容が悪化している先については、金融機関へのヒアリングを行い早期実態把握に努めました。

また、資金繰りの厳しい先については、実情に応じ借換保証の提案や返済緩和の条件変更に対応的に応じ資金繰りの改善に努めました。

事故報告先については、面談や訪問により早期に実態を把握し、代位弁済が必至と判断した場合は、早期に代位弁済を実行するなど支払利息の軽減に努めました。

(5) 回収の合理化

管理事務停止候補案件やそれに準ずる回収困難な案件については、サービサーへの回収委託を解除して管理課で一元管理することで、サービサーの回収環境を整備し回収強化に努めました。

また、求償権先の現地調査を積極的に行い、回収見込みのない先は管理事務停止措置を進めました。

(6) その他

平成24年度より、中間決算を実施し監事会で報告するなど、上期業績の検証を行いました。

コンプライアンス態勢の推進については、全職員を対象に意識調査、階層別研修を実施し意識の向上に取組み、事務ミス案件は、毎月の定例会議において、原因分析を行い、再発防止に努めました。

反社会的勢力への取組みでは、平成24年度に「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を一新し、奈良県警察との連携強化を図りました。

共同システムの安定稼働については、平成24年度に電算システムの事務処理マニュアルを策定し、各担当者への処理手順の周知を図りました。

事業継続計画の整備については、平成24年度に事業継続計画を策定し、平成25年度は、外部講師による基礎的な研修を実施。平成26年度は、災害による電算システム停止時に対応する保証業務手順書を作成し各担当者への研修を実施するなど、各職員への危機管理に関する意識向上に努めました。

広報活動については、平成24年度にホームページをリニューアルし、タイムリーな情報発信や利便性の向上に努めました。また、制度案内や協会の支援体制のリーフレット、チラシを作成し、金融機関、関係機関に配布するなど協会への理解度の向上にも努めました。

3. 外部評価委員会の意見

業務運営に対する評価意見

1. 保証部門

政策保証については、平成23年度の台風12号による県南部の甚大なる被害にあたり、国や県と連携し迅速な対応により復興に貢献されています。

また、県や市町村との連携により中小企業・小規模事業者資金ニーズに対応した保証制度の創設や広報活動を積極的に取組んでおり継続していただきたい。

今後においても、県や市町村との情報交換を密にし、資金調達コストの低い地方公共団体制度の創設・変更など保証利用の増加に繋がるような取組みに期待します。

経営支援・再生支援及び創業支援体制の整備については、平成25年度までは、経営・再生・創業の支援体制が十分とは言えなかったが、平成26年度には、経営支援課をこの3つの支援に特化させ、「経営サポート会議」「経営改善計画補助事業」「専門家派遣」及び「創業者向け休日相談会」「創業後のモニタリング」など支援強化に向けた取組みは評価できます。

セーフティネット保証5号の指定対象業種の縮小や金融円滑化の終了など、中小企業・小規模事業者の金融支援策が緊急時から平時の対応へシフトする中で、県内中小企業・小規模事業者が資金繰りに支障をきたさないよう引続き、金融支援と経営支援の両面からのサポートに期待します。

保証利用者の浸透率の向上については、中小企業・小規模事業者の経営者との接点の多い金融機関の担当者に対し、勉強会や研修会等を実施し、協会業務への理解と協力を得ることには意義があります。今後も引続き勉強会・研修会等の実施により、保証利用の推進を図っていただきたい。

2. 期中管理部門

大口保証先の実態把握に努め、また、資金繰りの厳しい中小企業・小規模事業者に対しては、借換保証の提案や返済緩和の条件変更に対応し、資金繰りの改善に努めています。引続

き中小企業の実態を把握し、実情に応じた支援の取組みに期待します。

3. 回収部門

サービサーとの定期的な会議により、管理事務停止候補案件やそれに準ずる回収困難な案件について、サービサーへの回収委託を解除しサービサーの回収業務の効率化に取り組んでいます。今後もサービサーとの連携強化を図り、回収促進に努めていただきたい。

4. その他間接部門

共同システムの安定稼働のため、コモンシステム事務処理マニュアルの整備や各担当者への処理手順の周知なども行っており、また、事業継続計画についても、平成24年に事業継続計画を策定し、研修等により各職員への危機管理に関する意識向上にも取り組んでおり評価できます。引続きシステムの安定稼働等に努めていただきたい。

広報活動については、ホームページのリニューアルにより利便性の向上を図り、また、制度案内等のリーフレット・チラシを関係機関へ配布し保証協会の認知度向上にも取り組んでいます。今後も引続き広報関係を充実させるよう期待します。

5. 収支状況

保証利用の減少など厳しい経営環境の下、収支差額を確保し経営基盤の強化を図られたことは高く評価できます。これからも協会の基本方針に沿った取組を行うことで、中小企業・小規模事業者のよき相談相手・よきパートナーとしての役割を果たせるよう期待します。

コンプライアンス態勢及び運営状況に対する評価意見

コンプライアンス・プログラムに基づき、同委員会を中心にコンプライアンスの推進が図られ

ています。また同委員会は適宜実施され、必要な審議や報告がなされています。

研修・啓蒙活動については、コンプライアンス・プログラムに沿った活動が行われ、特に研修活動については、毎年定期的実施されています。また、職員への意識調査も毎年実施・検証し、職員の意識向上に取り組んでいます。

事務ミス案件について、毎月の定例会議で発生原因や今後の防止策を含めた議論がなされており今後も継続していただきたい。

反社会的勢力の排除に対する取り組みについては、関係機関と連携して毎年研修会を実施するなど組織全体の意識の高さが窺われます。